

令和6年度（2024年度）
熊本県クリーニング師試験問題
（ 学 科 ）

令和6年（2024年）10月27日
指示があるまで開いてはいけません。

【受験上の注意】

- 1 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等電子機器の使用は禁止します。電源を切ってカバン等にしまってください。
- 2 机の上には、「受験票」、「筆記用具」以外のものは置いてはいけません。
- 3 試験時間は、午前10時50分から午前11時50分までの1時間です。
- 4 試験開始後30分と試験終了前10分間は退室できません。30分経過してから退室するときは、手をあげて係員に知らせ、解答用紙が回収された後に許可を得て退出してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 試験問題用紙は、持ち帰って構いません。

衛生法規に関する知識

- 1 次の文章は、クリーニング業法（以下「法」という。）及びクリーニング業法施行規則の規定内容についての記述である。文章中の { } の中から最も適当な語句を一つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。
- (1) 営業者は、クリーニング所ごとに、{ア. 1人 イ. 2人 ウ. 3人} 以上のクリーニング師を置かなければならない。
- (2) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に{ア. 手洗い イ. 消毒 ウ. 乾燥} すること。
- (3) クリーニング所を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、{ア. 速やかに イ. 1か月以内に ウ. 3か月以内に} 都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から{ア. 半年 イ. 1年 ウ. 2年} 以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数の者を選び、その者に対し法第8条の3の規定による講習を受けさせるものとする。
- (5) クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の{ア. 責任者 イ. クリーニング師 ウ. 名称}、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。
- 2 次のA群の語句と最も関係の深いものをB群からそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

A 群	B 群
(1) クリーニング業法の目的	ア：10日以内 イ：タオル ウ：営業施設監視員 エ：営業を譲渡した者 オ：利用者の利益の擁護 カ：1か月以内 キ：営業者の利益の擁護 ク：環境衛生監視員 ケ：マフラー コ：営業を譲り受けた者
(2) 洗濯の前に消毒を要する洗たく物	
(3) 譲渡による営業者の地位の承継の届出をすべき者	
(4) クリーニング師免許証の訂正申請期限	
(5) クリーニング所への立入検査の職権を行う者	

- 3 次のクリーニング業法（以下「法」という。）及びクリーニング業法施行規則（以下「規則」という。）に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。
- （１）この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすることをいう。
- （２）法第６条に規定するクリーニング師の免許を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を書いた申請書に規則第４条で定める書類を添えて、居住地の都道府県知事に申請しなければならない。
- （３）クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。
- （４）クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後３年以内に法第８条の２の規定による研修を受けるものとする。
- （５）都道府県知事は、営業者が法第１０条の２の規定による命令に従わないときは、無期限にその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。
- 4 次の文章は、クリーニング業法（以下「法」という。）についての記述である。文章中の（ ）に当てはまるもっとも適当な語句を下の語群から選択し、その記号を解答欄に記入しなさい。
- （１）クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項を（ ① ）都道府県知事に届け出なければならない。
- （２）都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して（ ② ）以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- （３）都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、（ ③ ）その業務を停止することができる。
- （４）営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が法第３条第２項又は第３項の規定に適合する旨の（ ④ ）を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。
- （５）営業者は、洗場について、床を不浸透性材料で築造し、これに適当な勾配と（ ⑤ ）を設けるよう措置を講じなければならない。

語群

ア. 期間を定めて	イ. 許可	ウ. あらかじめ	エ. 取水口	オ. 禁錮
カ. 排水口	キ. 罰金	ク. 無期限に	ケ. 確認	コ. 開設後に

公衆衛生に関する知識

1 次の文章中の〔 〕の中からもっとも適当な語句を語群からそれぞれ1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 〔ア. 保健所 イ. 市町村保健センター ウ. 大学病院〕には、二次医療圏を勘案してその管轄区域を都道府県が定めて設置するものに加えて、地域保健法施行令によって指定された政令市及び東京都の23特別区によって設置されたものがある。
- (2) 人間は暑さ寒さを感じるが、これは単に温度のみによるのではなく、〔ア. 体温 イ. 湿度 ウ. 雨量〕、気流、輻射熱の影響を総合して、暑さ寒さとして感じるのである。
- (3) 日光紫外線のうち、320nm付近の紫外線は、〔ア. ビタミンB イ. ビタミンC ウ. ビタミンD〕の生成を助け、くる病予防の働きをするので、この付近の波長の紫外線を健康線又はドルノー線と呼ぶこともある。
- (4) 水は、主として、呼気、不感蒸泄、喀痰、尿、ふん便等により体外に排出されるが、その1日の排出量は、平常時、成人男性で〔ア. 約1,000mL イ. 約2,000mL ウ. 約3,000mL〕といわれる。
- (5) PRTTR制度において、クリーニング業では常用雇用者数21人以上で、テトラクロロエチレンなど第一種指定化学物質を年間〔ア. 1トン イ. 2トン ウ. 3トン〕以上取り扱う事業者が届出の対象となる。

2 次のA群の語句と最も関係の深いものをB群からそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

A 群	B 群
(1) 酸欠症となる空気中の酸素濃度	ア. 2/3以上
(2) 一酸化炭素の特徴	イ. 気温と湿度
(3) 不快指数算出の基礎となるもの	ウ. 胸囲
(4) 人間の体重に占める水の割合	エ. 1/2以上
(5) 内臓脂肪を反映する指標	オ. 28%未満
	カ. 無色刺激臭の有毒ガス
	キ. 腹囲
	ク. 18%未満
	ケ. 体温と湿度
	コ. 無色無臭の有毒ガス

3 次の文章のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ウィンスローによる定義では、「公衆衛生とは、共同社会の組織的な努力を通じて、疾病を予防し、生命を延長し、肉体的及び精神的健康と機能の増進を図る科学であり技術である。」とされている。
- (2) 窒素ガスは、人体の気管支粘膜、眼結膜等の粘膜に影響を与え、閉塞性気管支炎、結膜炎、諸種の鼻症状などを出現する。わが国でも、かつての四日市喘息の例などがある。
- (3) 感染症の発生又は流行には、感染源（病原体）の存在、感染経路の存在、感受性のある個体（宿主）の3要因を必要とし、この3要因が一つでも欠けると感染症は発生しない。
- (4) クリーニングでの環境保全対策については、ドライクリーニング溶剤の大気中への放出に伴う大気の汚染、ドライクリーニング機械からの漏水による地下水や土壌等の汚染、クリーニング機器による騒音・振動等の問題、廃棄物の処理問題等様々な配慮が求められている。
- (5) 建築基準法では、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、商業系地域や工業系地域における立地（建築）を禁止している。

4 次の文章中の（ ）に当てはまるもっとも適当な語句を下の語群から一つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) WHO（世界保健機関）憲章では、「健康とは肉体的、精神的並びに（ ① ）に完全に良好な状態であって、単に疾病や虚弱でないということだけではない。」と定義されている。
- (2) 二酸化炭素は、通常空気中に（ ② ）%存在する。人間をはじめ動物は、呼吸によって空気中の酸素を体内に取り入れ、体内で発生した二酸化炭素を空気中に放出する。
- (3) 高温による健康障害として、高温曝露への不適応あるいは許容限界を超えたときに発症する急性の障害を総称して（ ③ ）という。
- (4) 免疫とは、特定の感染症に関係する微生物又は毒素に対して、特異的な作用を示す（ ④ ）又は細胞を保有することによる抵抗力のことである。
- (5) 環境基本法において、「（ ⑤ ）」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されている。

語群

ア. めまい	イ. 0.03~0.05	ウ. 疾病	エ. 抗体	オ. 熱中症
カ. 視覚的	キ. 遺伝子	ク. 公害	ケ. 0.06~0.09	コ. 社会的

洗たく物の処理に関する知識

- 1 次の文章は、繊維の特質についての記述である。〔 〕の中からもっとも適当な語句を一つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。
- (1) 動物繊維には、絹と〔ア. リヨセル イ. アセテート ウ. 毛〕の2つの天然繊維がある。いずれもアルカリに弱く、塩素系漂白剤には耐えられないため、洗剤や漂白剤の選定を誤ってはならない。
- (2) 植物繊維には、天然繊維の麻と綿、化学繊維のレーヨン、ポリノジック、キュプラなどがあり、いずれも〔ア. 吸湿性 イ. 伸縮性 ウ. 耐熱性〕に富み、染色も容易、アルカリにも耐え、高温洗濯、高温プレスが可能であるなど、非常に類似した性質を持っている。
- (3) 〔ア. 再生 イ. 半合成 ウ. 合成〕繊維の種類は多く、このうち大量に生産されている品種は、ポリエステル、ナイロン、アクリルの3種で、共通的な特徴は、吸湿性が小さく、摩擦や引っ張りなどに強く、熱によって軟化したり溶けたりする性質がある、などである。
- (4) 絹繊維の側面はなめらかであるが、断面は〔ア. 三角形 イ. 四角形 ウ. 五角形〕に近い形をしており、絹の美しい艶は、この断面に当たった光線がいろいろな角度に乱反射するためともいわれている。
- (5) アセテートとトリアセテートは、ともに絹のような美しい艶としなやかさを持つ繊維であるが、2つの繊維の違いは、植物性の原料に結合している〔ア. 硝酸 イ. 酢酸 ウ. 硫酸〕の分量が多いか少ないかだけである。
- 2 次の文章は、ドライクリーニング及びウエットクリーニングについての記述である。正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。
- (1) ドライクリーニングの対象となるものとして、機械力を抑える必要がある製品がある。例としては、日光等で強度が低下したカーテン、壊れたり脱落しやすい装飾等が付属している製品などがある。
- (2) ドライクリーニングは、油脂溶解力があり、水に混ざらない特性のある油性の揮発性有機溶剤を用い、少量のドライクリーニング用洗剤と微量の水分を加えて洗うクリーニング方法で、石油系溶剤やテトラクロロエチレンなどの合成溶剤を使用する。
- (3) ウエットクリーニングは、素材へのダメージを抑えることを優先するため、一般的に洗浄性が低い。純粋な水溶性汚れはほぼ除去可能だが、油性汚れはドライクリーニングの40～50%程度しか除去できない。
- (4) ウエットクリーニングを行った洗濯物は、ドライクリーニング品と比較して、収縮、シワ、パッカリング等の影響が一般的に大きい。

(5) ウエットクリーニングによる繊維製品の保護効果として、天然繊維等の素材を型くずれさせない、水に弱い素材を洗うのに適しているという点が挙げられ、水洗いで艶の消失、シワ、伸び縮み、型くずれなどが発生し、これを回復できないものはウエットクリーニングが必要である。

3 次の文章は、クリーニング資材等についての記述である。()に当てはまるもっとも適当な語句を下の語群からそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(1) 次亜塩素酸ナトリウムは、(①) 漂白剤に分類され、直射日光を避け、涼しい冷暗所で保管する必要がある。漂白力が非常に強く、ほとんどの色物には使えない。中性近くでの殺菌力が強く、おしぼりなどの殺菌に使用される。

(2) (②) は、引火性のないドライ溶剤として世界的に普及しており、主流の溶剤の一つであるが、その他のドライ溶剤と比べて毒性が高く、開放状態（ブラシ処理やスプレーなど）での使用は厳禁である。

(3) 過炭酸ナトリウムは、粉末顆粒状の (③) 漂白剤である。比較的穏やかな漂白力で、一部を除き色柄物の漂白が可能である。水溶液がアルカリ性になるため、絹、毛には基本的に使用できない。

(4) (④) は、還元系漂白剤の代表で、すべての繊維に対して安全だが、多くの染料、特にアゾ系染料を脱色させる。染料の種類によっては、脱色しても染料が壊れず、空気中の酸素によって復色することもある。

(5) (⑤) は、水溶性汚れの溶解、洗剤の媒体、すすぎ作用、汚れの運搬、以上4つの重要な役割を担っている。

語群

ア. 過酸化水素	イ. 洗濯用水	ウ. テトラクロロエチレン	エ. 酸素系
オ. ハイドロサルファイト	カ. サワー剤	キ. 塩素系	
ク. プロピルブロマイド	ケ. 石油系溶剤	コ. 還元	

- 4 次の表は、日本産業規格 JIS L0001 で定める「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に基づく表示記号とその意味を示したものである。A群の表示記号の説明として正しいものをB群から1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。
 (* 2024 年 8 月の JIS L0001 改正後の内容となっています。)

A 群	B 群
(1) 	ア ドライクリーニング処理ができない。
(2) 	イ 日陰でのぬれ平干し乾燥がよい。
(3) 	ウ 底面温度160℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
(4) 	エ 洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。(高温乾燥: 排気温度の上限は最高 80℃)
(5) 	オ 漂白処理はできない。
	カ 底面温度 120℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。
	キ 石油系溶剤(蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～70℃)又はデカメチルペンタシクロシロキサン(沸点210℃、引火点77℃)でのドライクリーニング処理ができる。(弱い処理)
	ク 日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
	ケ 洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。(低温乾燥: 排気温度の上限は最高60℃)
	コ 石油系溶剤(蒸留温度150℃～210℃、引火点38℃～70℃)又はデカメチルペンタシクロシロキサン(沸点210℃、引火点77℃)でのドライクリーニング処理ができる。(通常の処理)

令和6年度(2024年度)熊本県クリーニング師試験解答用紙(学科試験)

受験番号		氏 名	
------	--	-----	--

衛生法規に関する知識		
1	(1)	ア
	(2)	イ
	(3)	ア
	(4)	イ
	(5)	ウ
2	(1)	オ
	(2)	イ
	(3)	コ
	(4)	ア
	(5)	ク
3	(1)	○
	(2)	×
	(3)	○
	(4)	×
	(5)	×
4	(1) ①	ウ
	(2) ②	キ
	(3) ③	ア
	(4) ④	ケ
	(5) ⑤	カ

5点×20問=100点

小計	100	点
----	-----	---

公衆衛生に関する知識		
1	(1)	ア
	(2)	イ
	(3)	ウ
	(4)	ウ
	(5)	ア
2	(1)	ク
	(2)	コ
	(3)	イ
	(4)	ア
	(5)	キ
3	(1)	○
	(2)	×
	(3)	○
	(4)	○
	(5)	×
4	(1) ①	コ
	(2) ②	イ
	(3) ③	オ
	(4) ④	エ
	(5) ⑤	ク

5点×20問=100点

小計	100	点
----	-----	---

洗たく物の処理に関する知識		
1	(1)	ウ
	(2)	ア
	(3)	ウ
	(4)	ア
	(5)	イ
2	(1)	×
	(2)	○
	(3)	×
	(4)	○
	(5)	×
3	(1) ①	キ
	(2) ②	ウ
	(3) ③	エ
	(4) ④	オ
	(5) ⑤	イ
4	(1)	エ
	(2)	コ
	(3)	オ
	(4)	イ
	(4)	ウ

5点×20問=100点

小計	100	点
----	-----	---

合 計	300 点
-----	-------